

平成三十一年二月十九日受領  
答 弁 第 二 八 号

内閣衆質一九八第二八号

平成三十一年二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出鈴鹿市で生活保護受給者の顔写真を撮影していることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出鈴鹿市で生活保護受給者の顔写真を撮影していることに関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省においては、御指摘の「鈴鹿市において・・・撮影していたこと」については把握しているが、「同様のことを行っている自治体があるのか」については把握していない。

二及び三について

お尋ねについては、個別の事案に応じて判断されるものと考えているが、一般的に、生活保護行政の運営については、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関において、生活保護受給者のプライバシー等の人権に配慮しつつ、適切に対応されるべきものと考えている。